

平成27年度事業報告

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成27年度の我が国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体推進により、景気回復が雇用の増加や賃金上昇につながり、景気は緩やかな回復基調がつつきました。しかし、中国経済をはじめとした海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向から目を離せない一年となりました。

こうしたなか、共通番号制度関連法の10月施行により、マイナンバー制度が始まったことで、社労士業界にも安全管理対策が厳しく求められ、我われの業務にとって大きな変革期となりました。また、第8次社労士法改正で拡大した職域で、一層社会のニーズに応じて行くとともに、積極的な情報発信のため、平成28年1月にHPを全面リニューアルいたしました。更に、奈良県より新規に業務受託した「若年者正規雇用化促進事業（緊急雇用）」においては、セミナーの開催、アドバイザーの企業への派遣等、労務管理の専門家として、若年者の雇用改善の一翼を担うことができました。

ところで、社労士の知名度は、諸先輩方の活躍により徐々に上がってきておりますが、更に確かなものとするため、当会では、「事業の健全な発達と労働者等の福祉に資する」という社会保険労務士の役割を果たすべく、平成27年度の通常総会でご承認いただいた事業計画に基づき、各事業を進めてまいりました。

当会の運営及び諸事業の実施に当たり、ご協力・ご支援を頂いた関係各位に謝意を表し、以下に詳細をご報告いたします。

I. 業務の拡充・改善に関する事業

- ①「社労士会労働紛争解決センター 奈良」では、申立費用無料化の継続実施中で、期中3件のあっせん申立を受けました。また、あっせん委員に対し、事例研究及び助言弁護士による研修を開催したほか、他の紛争解決機関との連携強化や情報交換を行いました。
- ②全国社会保険労務士会連合会のモデル事業として、小規模医療機関に対し医療労務ホットライン「院長のための労務110番」を展開し、県下の地区医師会へ医療労務コンサルタントの活用をPRいたしました。
- ③マイナンバー制度の実施に付随して、電子申請の活用が一層重要となることを踏まえ、利用促進に向けた研修実施と共に、使い勝手に関し、労働局と定期協議を行いました。
- ④「社労士会セミナー」は、一般事業主を対象に「今から間に合う改正法対策：マイナンバー制度・ストレスチェック制度について」を10月16日に開催し90社以上の事業所の参加を得ました。
- ⑤社労士制度への理解・協力を得るため、労働組合連合との情報交換を9月16日実施、土業関係団体との交流として「専門士業（10団体）連絡協議会」の他、9団体の若手会員交流会（奈良サムライ青壮年の会）に当会からも6名が参加しました。

Ⅱ. 委託・契約に基づく事業

- ①厚生労働省奈良労働局の委託を受け、専門家派遣・相談等支援事業として、「奈良県最低賃金総合相談支援センター」を開設、平成27年度中の週2回（午前9時から午後5時）4名の会員が電話又は来所による相談、および4名の会員が事業所を訪問する派遣型による経営改善・労務面のアドバイス等を実施しました。
- ②日本年金機構との委託契約により、各年金事務所における相談業務を通年にわたり担当しました。
- ③全国健康保険協会委託事業については、大和高田年金事務所の窓口において健康保険の給付や申請届出についての相談業務を担当しました。
- ④奈良県の委託を受け奈良県病院協会内に開設された「医療勤務環境改善支援センター」へ、医療労務コンサルタントの当会員10名を「医療労務管理アドバイザーおよび医業経営アドバイザー（兼任）」として派遣いたしました。
- ⑤奈良県より「若年者正規雇用化促進事業（緊急雇用）」を受託し、セミナーの開催の他、10名の会員がアドバイザーとして支援申し出のあった県内20社に対し、非正規労働者の処遇改善・正社員化等を図るためのコンサルティング活動を実施し、42名の正規雇用化に結び付ける成果となりました。

Ⅲ. 会員の資質向上に関する事業

- ①マイナンバー研修を「必須研修」として、第1回を平成27年4月、第2回を8月に実施しました。
- ②第3回「必須研修」9月は、新たな業務として法改正で認められた「法廷における補佐人のあり方」について、安全管理研修として「奈良県の医療の現状と未来」について、第4回「必須研修」2月は、「女性活躍推進法の解説」「職場のセクハラ・パワハラの判例動向」等についての研修を実施しました。
- ③介護事業労務管理研修については、12月「新規の介護施設立ち上げ支援」及び「事業所の人事管理」についてグループワーク研修を実施し、28名の会員が受講しました。
- ④医療労務コンサルタントのフォローアップ研修については、平成28年2月「看護協会の取り組み」及び「病院における勤務環境改善」の実態を研修し、24名の会員が受講しました。
- ⑤解決センターのあっせん委員候補者への研修を2回実施し、あっせん手続の事例研究・法的知識習得に努めました。
- ⑥平成27年12月に今年度入会の13名に対し、新規入会者研修を実施しました。
- ⑦義務研修である「倫理研修」については、全員受講を目指し平成28年1月16日の研修実施の他、未受講者への補講を平成28年3月に開催し合計65名が受講終了しました。
- ⑧各支部においても、多彩な内容の研修会が開催されました。

Ⅳ. 広報に関する事業

- ①「大和社労士」を年4回発行し、会員及び関係機関へ配布しました。

- ②支部を中心に、年金・雇用・労務の無料相談会を平成27年10月を中心に、延べ9か所で開催し、60件の相談を受けました。
- ③チラシ作製のほか、「エフエム西大和」や「奈良テレビ」への出演・取材を通じ社労士会の活動、社労士業務の広報に努めました。
- ④ホームページは、平成28年1月に全面リニューアル公開した他、月2回以上、内容のタイムリーな更新を行いました。
- ⑤連合会近畿地域協議会と連携し、平成27年6月に奈良テレビで15秒CM150本を集中放映し、年度更新・算定基礎時期にあわせて社労士活用を広報しました。
- ⑥28年1月からのマイナンバー運用スタートに併せ、「ハローワーク奈良」で最初の届出を行い、制度スタートを新聞・テレビの取材によりPRしました。

V. 基盤拡大と運営強化に関する事業

- ①本年度は、22名の入会及び23名の退会者があり、社会保険労務士の登録及び届出に関する事務を行っております。
- ②新規入会者研修を通じ、新会員への会事業への参加促進を図りました。
- ③連合会及び近畿地域協議会の活動に積極的に参加し、他府県社会保険労務士会との連携促進を行いました。
- ④社会保険労務士試験及び紛争解決代理試験への協力を行いました。
- ⑤会事業の円滑な運営のため、年度を通じ理事会を11回、支部長会を4回開催しました。

VI. 社会貢献に関する事業

- ①各年金事務所での年金相談業務に延べ会員848名が協力
- ②全国健康保険協会奈良支部の事業として、健康保険に関し、大和高田年金事務所での相談業務に延べ会員251名が協力
- ③業務運営に関し、労働局との業務連絡協議会を平成27年9月に開催し、意見交換を行いました。
- ④日本年金機構と年金事務所とは、主として年金相談業務に関し毎月定例の連絡会議を開催するとともに、9月には年金以外の社会保険の適用・徴収等全般についても意見交換を行いました。
- ⑤日本年金機構から運営受託の「街角の年金相談センター 奈良」においては、当会会員社労士と相談職員が一体となって対面相談に当たっており、一層の品質向上を目指し、相談職員のレベルアップのため、延12回の研修を実施しました。
- ⑥学校教育への社労士活用に関する事業として、県立高校5校で出前授業「社会に出て働くときの基礎知識」を実施し、延べ1,046名の高校生が受講しました。
- ⑦連合会地域協議会の事業として、関西大学および同志社大学における寄付講座へ講師を派遣しました。
- ⑧奈良県のがん対策事業として、「がん患者の就労支援」に会員7名が相談員として参加し、

県内5か所の拠点病院にある「がん相談支援センター」で相談支援活動を行っています。

⑨「社労士成年後見センター奈良」設立のための規程類の整備を行いました。

Ⅶ. その他諸事業

①「社労士会館」の出資金について、出資証券1名の新たな協力を頂きました。

②新規入会者に対しては、毎月面接を実施し、倫理面の注意と共に社会保険労務士賠償責任保険の加入促進を図りました。

③会員社労士に対する苦情については、「苦情処理相談窓口」に27年度中6件寄せられ、「苦情処理委員会」において早期解決に努め、全て処理いたしました。

④SR 経営労務センターとの連携として、「大和社労士」に加入促進広告を継続掲載しました。

⑤会員の厚生と親睦を図るため、平成27年11月に姫路方面へ日帰りバス旅行、平成28年3月に「ボウリング大会」を実施しました。